

改正

平成18年8月10日条例第27号

平成20年3月19日条例第20号

平成28年3月24日条例第24号

平成30年3月28日条例第12号

平成31年3月19日阿蘇市条例第5号

阿蘇市総合グラウンド条例

(設置)

第1条 市民の体育向上と健康の増進を図るため、阿蘇市総合グラウンド(以下「総合グラウンド」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 総合グラウンドの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(職員)

第3条 総合グラウンドに施設長その他必要な職員を置くことができる。

(休場日)

第4条 総合グラウンドの休場日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までとする。あわせて阿蘇農村公園あびかについては次のとおりとする。

(1) 毎週月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後の日であって当該休日に最も近い休日でない日)

(2) 休日の翌日

2 前項の規定にかかわらず、阿蘇市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、総合グラウンドの管理上必要があると認めるときは、臨時に休場日を定め、又は休場日に開場することができる。

(利用時間)

第5条 総合グラウンドの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)の利用時間は、7時から22時までとする。ただし、教育委員会は、施設等の管理上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

2 利用時間には、実際に利用する時間のほか、準備及び原状回復に用する時間も含むものとする。

(行為の制限)

第6条 総合グラウンドにおいて、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 物品の販売その他これに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 展示会、博覧会、集会その他これらに類する催しを行うこと。

2 教育委員会は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(利用の許可)

第7条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、施設等の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の制限)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設等の利用を許可しない。

- (1) 総合グラウンドの設置の目的に反するとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となるとき。
- (4) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (5) その他教育委員会が施設等の管理上支障があると認めるとき、又は教育委員会が適当でないとして認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第9条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の制限)

第10条 利用者は、施設等を利用するに当たって、特別の設備をし、又は備付けの物品以外の物品を利用する場合は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(利用の許可の取消し等)

第11条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は施設等の管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (3) 使用料を納期限までに納付しないとき。
- (4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
- (5) その他教育委員会が公共の福祉のため、やむを得ない理由があると認めるとき。

2 前項の措置によって利用者に損害が生じることがあっても、教育委員会は、その責めを負わない。

(入場の禁止等)

第12条 教育委員会は、総合グラウンド内の秩序を乱し、若しくは他の入場者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれのある者の入場を禁止し、又はその者に退場を命ずることができる。

(使用料)

第13条 利用者は、利用の許可を受けたときは、別表第2に定める使用料（消費税を含む。）を納付しなければならない。ただし、別表第2に定める専用使用以外のものについては、利用時間が1時間未満の場合は1時間とみなす。

(使用料の減免)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、前条の使用料を次により減額し、又は免除することができる。

- (1) 市内の小中学生のクラブ活動に対し学校施設が使えない場合全額免除することができる。
- (2) 郡市民体育祭1箇月前の種目部による活動は通常の半額とする。
- (3) 市長は公益上特に必要があると認めたときは使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天候その他不可抗力な事由により利用できなかったとき。
- (2) 利用日の5日前までに利用の許可の取消し又は変更の申出があり、教育委員会がその理由を認めたとき。

(3) 教育委員会が施設管理運営上の必要により、利用の許可を取り消したとき。

(原状回復の義務)

第16条 利用者は、施設等の利用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。第11条の規定により利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

2 利用者が、前項の義務を履行しないときは、教育委員会において原状に回復し、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償の義務)

第17条 利用者又は入場者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(管理の委託)

第18条 市長は、総合グラウンドの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて市が指定するものに総合グラウンドの管理を委託することができる。

(指定管理者による管理)

第19条 阿蘇市一の宮運動公園、阿蘇市一の宮社会教育センターグラウンド並びに阿蘇市阿蘇農村公園あびか（以下「指定対象施設」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定対象施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、指定対象施設の休場日を変更し、若しくは別に定め、又は開場時間を変更することができる。

3 第1項の規定により指定対象施設の管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条から第8条及び第10条から第12条までの規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項中の規定により指定対象施設を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が指定対象施設の管理を行うこととされた期間前にされた第7条（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可の申請は、当該指定管理者により許可された申請とみなす。

5 第1項の規定により指定対象施設の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理

者が指定対象施設の管理を行うこととされた期間前に第7条（第19条第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の許可を受けている者は、当該指定管理者の許可を受けた者とみなす。

（指定管理者の業務）

第20条 指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- （1） 指定対象施設利用者の受付に関する業務
- （2） 指定対象施設及び付属品等の整備及び保守、保安に関する業務
- （3） 指定対象施設の利用の許可及びその取消し並びに停止命令に関する業務
- （4） 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が指定対象施設の管理上必要と認める業務

（利用料金）

第21条 第13条の規定にかかわらず、指定対象施設の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる当該指定管理者に指定対象施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

- 2 利用料金の額は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

（委任）

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（過料）

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- （1） 利用期間を終わっても、正当な理由がなく利用を続ける者
 - （2） 利用の許可を取り消し、若しくは利用を制限し、又は退場を命じたにもかかわらず、利用を続ける者
 - （3） 正当の理由無く原状の回復をせず、その費用を負担しない者
- 2 詐欺その他不正の行為により使用料を免れた者は、その免れた金額の5倍に相当する額（当該5倍に相当する額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。
 - 3 前項に定めるもののほか、使用料に関する手続に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の一の宮町総合運動公園設置及び管理に関する条例（昭和59年一の宮町条例第8号）、阿蘇町農村公園の設置及び施設の使用料徴収に関する条例（平成9年阿蘇町条例第26号）、波野村営総合グラウンド設置条例（昭和53年波野村条例第14号）又は波野村総合グラウンド使用料徴収条例（昭和53年波野村条例第29号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに利用の許可を受けた施設等に係る使用料は、なお合併前の条例の例による。

4 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成18年8月10日阿蘇市条例第27号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の阿蘇市総合グラウンド条例第18条の規定により管理を委託している阿蘇市阿蘇農村公園あびかの管理については、平成18年8月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月19日阿蘇市条例第20号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月24日阿蘇市条例第24号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月28日阿蘇市条例第12号）

この条例は、平成30年10月1日から施行する。

附 則（平成31年3月19日阿蘇市条例第5号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	位置
阿蘇市一の宮運動公園	阿蘇市一の宮町宮地4779番地
阿蘇市一の宮社会教育センターグラ	阿蘇市一の宮町宮地2383番地

ウンド	
阿蘇市阿蘇農村公園あぴか	阿蘇市黒川656番地外
阿蘇市波野グラウンド	阿蘇市波野大字小園882番地
阿蘇市坂梨グラウンド	阿蘇市一の宮町坂梨3028番地
阿蘇市中通グラウンド	阿蘇市一の宮町中通1521番地
阿蘇市古城グラウンド	阿蘇市一の宮町中通2177番地
阿蘇市役犬原グラウンド	阿蘇市役犬原805番地
阿蘇市尾ヶ石東部グラウンド	阿蘇市狩尾675番地
阿蘇市山田グラウンド	阿蘇市小野田567番地 2

別表第2（第13条関係）

1 専用使用

(1) 阿蘇市一の宮運動公園

種類	区分	時間	使用料	延長料金（1時間につき）
野球、ソフトボール	午前	7時から12時	6,000円	1,200円
	午後	13時から18時	6,000円	
	日中	7時から18時	13,200円	
	夜間	19時から22時	3,600円	
	全日	7時から22時	18,000円	
テニスコート	午前	7時から12時	5,000円	1,000円
	午後	13時から18時	5,000円	
	日中	7時から18時	11,000円	
	夜間	19時から22時	3,000円	
	全日	7時から22時	15,000円	

注 夜間照明設備を使用する場合は、2 一部使用に掲げる夜間照明設備使用料を別途徴収するものとする。

(2) 阿蘇市一の宮社会教育センターグラウンド（夜間照明設備無）

区分	時間	使用料	延長料金（1時間につき）

午前	7時から12時	1,750円	350円
午後	13時から18時	1,750円	
日中	7時から18時	3,850円	
夜間	19時から22時	1,050円	
全日	7時から22時	5,250円	

(3) 阿蘇市阿蘇農村公園あびか

種類	区分	時間	使用料	延長料金（1時間につき）
多目的グラウンド	午前	7時から12時	9,000円	1,800円
	午後	13時から18時	9,000円	
	日中	7時から18時	19,800円	
	夜間	19時から22時	5,400円	
	全日	7時から22時	27,000円	
陸上競技場（夜間照明設備無）	午前	7時から12時	7,500円	1,500円
	午後	13時から18時	7,500円	
	日中	7時から18時	16,500円	
	夜間	19時から22時	4,500円	
	全日	7時から22時	22,500円	
弓道場	午前	7時から12時	3,500円	700円
	午後	13時から18時	3,500円	
	日中	7時から18時	7,700円	
	夜間	19時から22時	2,100円	
	全日	7時から22時	10,500円	

注 夜間照明設備を使用する場合は、2 一部使用に掲げる夜間照明設備使用料を別途徴収するものとする。

(4) 阿蘇市波野グラウンド

区分	時間	使用料	延長料金（1時間につき）
午前	7時から12時	4,250円	850円

午後	13時から18時	4,250円	
日中	7時から18時	9,350円	
夜間	19時から22時	2,550円	
全日	7時から22時	12,750円	
注 夜間照明設備を使用する場合は、2 一部使用に掲げる夜間照明設備使用料を別途徴収するものとする。			

(5) 阿蘇市坂梨グラウンド

区分	時間	使用料	延長料金（1時間につき）
午前	7時から12時	1,250円	250円
午後	13時から18時	1,250円	
日中	7時から18時	2,750円	
夜間	19時から22時	750円	
全日	7時から22時	3,750円	
注 夜間照明設備を使用する場合は、2 一部使用に掲げる夜間照明設備使用料を別途徴収するものとする。			

(6) 阿蘇市中通グラウンド

区分	時間	使用料	延長料金（1時間につき）
午前	7時から12時	1,250円	250円
午後	13時から18時	1,250円	
日中	7時から18時	2,750円	
夜間	19時から22時	750円	
全日	7時から22時	3,750円	
注 夜間照明設備を使用する場合は、2 一部使用に掲げる夜間照明設備使用料を別途徴収するものとする。			

(7) 阿蘇市古城グラウンド

区分	時間	使用料	延長料金（1時間につき）

午前	7時から12時	1,250円	250円
午後	13時から18時	1,250円	
日中	7時から18時	2,750円	
夜間	19時から22時	750円	
全日	7時から22時	3,750円	
注 夜間照明設備を使用する場合は、2 一部使用に掲げる夜間照明設備使用料を別途徴収するものとする。			

(8) 阿蘇市役犬原グラウンド (夜間照明設備無)

区分	時間	使用料	延長料金 (1時間につき)
午前	7時から12時	1,250円	250円
午後	13時から18時	1,250円	
日中	7時から18時	2,750円	
夜間	19時から22時	750円	
全日	7時から22時	3,750円	

(9) 阿蘇市尾ヶ石東部グラウンド

区分	時間	使用料	延長料金 (1時間につき)
午前	7時から12時	1,250円	250円
午後	13時から18時	1,250円	
日中	7時から18時	2,750円	
夜間	19時から22時	750円	
全日	7時から22時	3,750円	

注 夜間照明設備を使用する場合は、2 一部使用に掲げる夜間照明設備使用料を別途徴収するものとする。

(10) 阿蘇市山田グラウンド

区分	時間	使用料	延長料金 (1時間につき)
午前	7時から12時	1,250円	250円

午後	13時から18時	1,250円	
日中	7時から18時	2,750円	
夜間	19時から22時	750円	
全日	7時から22時	3,750円	
注 夜間照明設備を使用する場合は、2 一部使用に掲げる夜間照明設備使用料を別途徴収するものとする。			

2 一部使用

(1) 阿蘇市一の宮運動公園

種類	単位	使用料（1時間につき）
野球（2面）	1面	350円
ソフトボール（4面）	1面	250円
テニスコート（4面）	1面	250円
多目的	全面	1,200円
夜間照明設備		
野球	1面	2,300円
ソフトボール	1面	1,550円
テニスコート	2面	650円
多目的	全面	4,150円
その他		
会議室	1室	250円

(2) 阿蘇市一の宮社会教育センターグラウンド（夜間照明設備無）

種類	単位	使用料（1時間につき）
多目的	全面	350円

(3) 阿蘇市阿蘇農村公園あびか

種類	単位	使用料（1時間につき）
多目的グラウンド	全面	1,800円
野球（2面）	1面	450円
ソフトボール（4面）	1面	450円
サッカー（2面）	1面	900円

陸上競技場	全面	1,500円
トラック	全面	800円
個人使用		
高校生以下	1人	50円
一般	1人	100円
弓道場	全面	700円
近的		450円
遠的		250円
個人使用		
高校生以下	1人	50円
一般	1人	100円
夜間照明設備		
多目的グラウンド	1面	1,550円
弓道場		
近的		250円
遠的		150円
その他		
陸上競技場本部室	1室	450円
陸上競技場会議室	1室	450円
陸上競技場放送設備	1日	450円
冷暖房設備	1室	150円
多目的グラウンド管理棟	1室	450円
多目的グラウンド放送設備	1日	450円
フェスタ広場	全面	450円
備考		
<p>1 個人使用にあつて、満3歳に満たない幼児及び乳児の使用料は、無料とする。</p> <p>2 「高校生以下」とは、第3学年以下の高等専門学校の学生、高等学校及び中学校の生徒、小学校の児童並びにこれらに準ずる者並びに満3歳から小学校就学の始期に達する前までの幼児をいう。</p>		

3 「一般」とは、前2項に掲げるもの以外の者をいう。

(4) 阿蘇市波野グラウンド

種類	単位	使用料（1時間につき）
ソフトボール（2面）	1面	250円
多目的	全面	850円
夜間照明設備	1面	1,550円
その他 放送設備	1日	350円

(5) 阿蘇市坂梨グラウンド

種類	使用料（1時間につき）
全面	250円
夜間照明設備	1,200円

(6) 阿蘇市中通グラウンド

種類	使用料（1時間につき）
全面	250円
夜間照明設備	1,200円

(7) 阿蘇市古城グラウンド

種類	使用料（1時間につき）
全面	250円
夜間照明設備	1,200円

(8) 阿蘇市役犬原グラウンド（夜間照明設備無）

種類	使用料（1時間につき）
全面	250円

(9) 阿蘇市尾ヶ石東部グラウンド

種類	使用料（1時間につき）
全面	250円
夜間照明設備	1,200円

(10) 阿蘇市山田グラウンド

種類	使用料（1時間につき）
----	-------------

全面	250円
夜間照明設備	1,200円

備考

- 1 利用者が入場料金等を徴収して使用する場合は、入場料金等の最高金額に50を乗じて得た額と施設使用料とのいずれか高い方の額を使用料とする。
- 2 阿蘇市阿蘇農村公園あびかにおいて、市外からの利用者が施設を利用する場合は、100分の150を乗じて得た額を使用料とする。ただし、市外からの利用者が、市内の宿泊施設に宿泊して施設を利用する場合は、100分の100を乗じて得た額を使用料とする。
- 3 利用者が特別な設備等を持ち込み使用する場合は、電気代等の実費相当額を徴収する。
- 4 夜間照明設備の使用時間は、22時までとする。

○阿蘇市総合グラウンド条例施行規則

平成17年2月11日阿蘇市教育委員会規則第13号

阿蘇市総合グラウンド条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、阿蘇市総合グラウンド条例（平成17年阿蘇市条例第95号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 施設長は、上司の命を受け、阿蘇市総合グラウンド（以下「総合グラウンド」という。）の業務を総理し、所属職員を指揮監督する。

2 その他の職員は、施設長の命を受け、それぞれの職務に従事する。

(行為の許可申請)

第3条 条例第6条の規定による行為の許可を受けようとする者は、行為許可申請書を阿蘇市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 前項の行為許可申請については、行為をする日の3日前までに、教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(行為許可書の交付等)

第4条 教育委員会は、条例第6条の規定により行為の許可をしたときは、行為許可書を交付するものとする。

2 条例第6条の規定により許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(利用の申請)

第5条 条例第7条第1項前段の規定により総合グラウンドの施設及び附属設備（以下「施設等」という。）の利用の許可を受けようとする者は、総合グラウンド利用申請書（別記様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請は、施設等を利用しようとする日の7日前までに行わなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(利用の許可)

第6条 条例第7条第1項前段の規定による利用の許可は、総合グラウンド利用許可書（以下「利用許可書」という。）を交付して行うものとする。

(利用等の取消し)

第7条 利用者は、利用の取消ししようとするときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(使用料の納付)

第8条 利用者は、利用許可書の交付と引換えに使用料を納付しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用者の遵守すべき事項)

第9条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用の許可を受けた施設以外に立ち入らないこと。
- (2) 許可を受けずに総合グラウンド内において寄附の募集、物品の販売、飲食物等の提供、広告物の掲示、写真の撮影、録音等を行わないこと。
- (3) 許可を受けずに火気等を利用し、又は所定の場所以外において喫煙しないこと。
- (4) 許可を受けず備え付けた備品等を移動しないこと。
- (5) 施設等に収容する人員は、定員を超えないこと。

(損壊の届出等)

第10条 施設等を損壊し、又は滅失した者は、速やかに教育委員会に届け出て、その指示に従わなければならない。

(管理上の立入り)

第11条 教育委員会は、施設等の管理上必要があると認めるときは、施設等の維持のため利用されている施設に関係職員を立ち入らせることができる。

(利用終了の届出)

第12条 利用者は、施設等の利用を終えたときは、速やかに係員に届け出なければならない。

(原状回復の点検)

第13条 利用者は、条例第16条の規定により原状に回復したときは、係員の点検を受けなければならない。

(その他)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年2月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の阿蘇町農村公園の設置及び施設の使用料徴収に関する条例施行規則（平成9年阿蘇町規則第6号）又は波野村総合グラウンド管理、運営並びに使用に関する規則（昭和53年波野村規則第19号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

様式 略